

情報名

インドの税制改正動向 ~ 概要および日本企業への影響

ニュースソース

EY税理士法人

ニュースレター

インド政府は2018年2月1日、2018-19年度国家予算案を発表しました。本予算案では、8%台の経済成長を掲げ、農業・地方経済・健康・教育・社会保障・中小零細企業・雇用・インフラ等を重点項目として挙げています。

税制面では、関連者ローン等のみなし配当や上場株式等に係る10万インドルピー超の長期キャピタルゲインへの課税が含まれており、企業活動への一定の影響が想定されます。

< EY税理士法人 >

1. はじめに

2018年2月1日、アルン・ジャイトリー財務大臣が2018-19年度（2018年4月1日～2019年3月31日事業年度）のインド国家予算案を発表しました。こちらは、今後インドで行われる選挙に影響を与えることが予想されることもあり注目を集めています。内容としても国内経済の活性化のための方策が盛り込まれており、選挙を意識した内容とみることができます。

本ニュースレターでは、インド国家予算案に含まれている税制の変更点を確認しつつ、予想される日本企業への影響について説明いたします。なお、本ニュースレターは2018年2月6日時点の情報に基づき記載するものであり、記載内容はあくまで予算案である点、予めご了承ください。

2. 税制改正のサマリー

予算案の内、税制改正に関する主な内容は下表の通りです。なお、特に言及のない限りすべての予算案は2018-19年度に適用される予定です。

| 項目 | 概要 |
|--------|--|
| 税率の見直し | <ul style="list-style-type: none"> 2016-17年度における総売上または総収入が25億インドルピー（約38.46百万米ドル）を超えないインド法人に対しては、法人税率25%が適用される（現在は30%）。 3%の教育目的税(Education Cess)に代えて、4%の健康・教育目的税(Health and Education Cess)が導入される予定。なお、追加税(Surcharge)は税率も含めて変更予定はない。 最低代替税 (Minimum Alternate Tax) は引き続き18.5%で課税される予定。 |

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

| 項目 | 概要 |
|---|---|
| 国内源泉所得の 範囲見直し | <ul style="list-style-type: none"> ■ インド国内源泉所得の範囲が、多国間協定(MLI)におけるPEの範囲に沿うように拡大される予定。 ■ インド国内に物理的実体を必要としないデジタル技術を活用した新しいビジネスモデルを課税対象とするために、インド国内源泉所得の範囲を拡大予定。具体的には、インドに重要な経済実体 (significant economic presence) を有することがbusiness connectionに含まれるような改正が予定されている。重要な経済実体の定義は以下が予定される。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ インドにおいて非居住者によって実施される物品、役務提供や資産に関するすべての取引 (当該取引から生じた前年度の支払総額が別途規定された金額を超える場合における、データやソフトウェアのダウンロードの提供を含む)、または ➢ デジタル技術によりインドにおいて、ビジネス活動の体系的かつ継続的な勧誘や別途規定される多数のユーザーとの交流 |
| 配当分配税 (Dividend Distribution Tax) | <ul style="list-style-type: none"> ■ 関連者宛ローンまたは前払金が配当とみなされた場合のみなし配当について、配当分配税が適用される予定。税率は30% (グロスアップ無し) で、みなし配当を支払うインド法人において課税される (注1)。 ■ 合併を利用した配当分配税回避を防止するため、被合併会社に対し課税される配当分配税の計算における留保利益に、合併法人の留保利益を含む予定 (2017-18年度から適用予定)。 ■ 通常の配当を行うインド法人に対し課される配当分配税 (基本税率15%、グロスアップの結果、実効税率20.36%) は引き続き存続予定。 |
| キャピタルゲイン課税 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 上場株式/REIT等に係る、10万インドルピーを超える長期のキャピタルゲインに対して10% (さらに追加税や健康教育目的税が適用される) の課税がなされる予定 (2018年4月1日以降の譲渡について適用される)。 ■ 認定された取引所において外貨で取引される債券、インド法人のルピー建債権等により非居住者に生じたキャピタルゲイン (長期および短期を含む) は、免税とされる予定。 |
| 申告/手続関連 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 手続の透明性や税務署と納税者との間の障壁を取り除く目的で、E-アセスメント制度が導入予定。 ■ PAN (Permanent Accounting Number) の取得が要求される対象が拡大され、すべての非自然人 (トラスト、法人等) であって、一会計年度において25万インドルピーを超える金融取引を行う者が対象とされる予定 (注2)。 ■ 報告義務を確実に履行させるために、金融取引や報告が必要となる口座についてのステートメントの備付を怠った場合のペナルティ額を、怠った一日ごとに100ルピーから500ルピーに引き上げる予定。同様に、税務当局の通達に従った報告書を備え付けられていない場合には、ペナルティ額を怠った一日ごとに500インドルピーから1000インドルピーに引き上げる予定。 |

(注1) 従来はみなし配当に対し配当分配税は課されず、みなし配当を受ける側において課税がなされていた。

(注2) 当該非自然人のmanaging director, director, partner, chief executive officer, principal officer, office bearer等の個人に対しても適用予定 「金融取引」の定義は不明。

| 項目 | 概要 |
|----------|---|
| 国内産業促進関連 | <ul style="list-style-type: none"> ▪メイク・イン・インド・イニシアティブを推進するため、複数の消費者向け製品の関税率が引き上げられる予定(一例としては、携帯電話の基本関税率が15%から20%に引き上げ予定)。 ▪セクション80AJJAAにおいて、240日以上勤務予定の新しい従業員に対して支払われる報酬の30%を、3年間損金算入することを認める予定。 |

3. 日本企業への影響

前年度の売上規模要件をみたすインド法人の法人税率は、従来の30%から25%に軽減されています。3%で課されていた教育目的税が、健康・教育目的税と名前を変え、4%で課されることになったことを考慮しても、減税の効果を期待することができます。

他方、関連者ローン等に係るみなし配当に対し、配当分配税が課されることや、長期キャピタルゲインへの課税の復活は、課税イベントの増加を意味します。政府予算案が発表されると、インド株式市場には大幅な下落がありました。こちらは、株式の長期キャピタルゲイン課税の復活が一因とも言われています。

また、インド国内源泉とされる範囲が拡大されたことにより、インドでの課税の可能性が高まったといえます。特に、デジタル技術を活用した企業活動に対し課税が可能となるよう改正された点については、インド国内外を含めた今後の動向に留意が必要と考えられます。

4. おわりに

2018-19年度国家予算案の改正事項について影響を受ける企業は多数にのぼると思われれます。直接的な税務への影響のみならず、市場の反応等の間接的な影響についても想定しておく必要があります。そのため、今後の議論によって明らかになる事項および動向に引き続き留意する必要があります。

Ernst & Young(EY)について

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.comをご覧ください。

お問い合わせ先 株式会社 三井住友銀行 グローバル・アドバイザー部 企画グループ Tel : 03-6706-5616

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。